

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和6年10月）」新旧対照表

新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. [略] 2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事及び3千万円未満の工事においては、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 (7) 施工管理計画 (14) <u>法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)</u> (15) その他</p> <p>3. ～7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-19 [略] 1-1-20 建設副産物 1. ～2. [略] 3. 「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」 受注者は、建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事では、建設副産物情報交換システム「COBRIS」に登録しなければならない。 また、登録後に「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督員に提出しなければならない。 なお、受注者は、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>4. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u></p> <p><u>5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したとき</u></p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1. [略] 2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事及び3千万円未満の工事においては、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (2) 工程表 (9) 交通管理 (3) 現場組織表 (10) 安全管理 (4) 主要機械 (11) 仮設備計画 (5) 主要資材 (12) 環境対策 (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 (7) 施工管理計画 [新規] (14) その他</p> <p>3. ～7. [略] 1-1-6 ～ 1-1-19 [略] 1-1-20 建設副産物 1. ～2. [略] 3. 「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」 受注者は、建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事では、建設副産物情報交換システム「COBRIS」に登録しなければならない。 また、登録後に「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督員に提出しなければならない。 なお、受注者は、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 [新規]</p>

新	旧
<p><u>は、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>7. 処理体制の整備の促進 受注者は、建設副産物の適正処理に関する現場責任者（主任技術者との兼務で可）を定め再利用方法や処理方法等を下請け業者や資材納入業者に周知徹底し、指導監督しなければならない。また、現場での建設副産物の保管にあたっては、処理方法に応じ適切に保管し、周辺に悪影響を及ぼさないように努めなければならない。</p> <p>8. 処理の適正委託 受注者は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する際には、あらかじめ適正な処理委託が可能であることを確認し、委託契約は必ず文書にて収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと行わなければならない。</p> <p>また、受注者は、設計図書等に明記された産業廃棄物の処理にあたっては、事前に「廃棄物処理計画書」を作成し、同計画書に処理先等の必要事項を明記するとともに、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、委託先及び廃棄物に変更を生じた場合は直ちに「廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。</p> <p>なお、がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻、廃路盤材等）の搬出先については県土整備部で承認されたがれき類の再資源化施設を原則とする。</p> <p>9. 再利用及び減量化の促進 受注者は、再利用が見込まれる特定建設資材廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻、木材）については現場で分別を行い、再資源化施設に持ち込み、再利用が促進されるようにしなければならない。また、建設発生土についても必要な情報収集・提供に努め、再利用を促進しなければならない。</p> <p>なお、再生資材のうち、再生砕石（クラッシャーラン等）および再生アスファルト混合物（改質アスファルト等特殊なものを除く）については、福岡県認定リサイクル製品のうち「福岡県が発注する工事において優先利用する対象製品」（対象製品は福岡県リサイクル製品認定制度ホームページを参照）を使用することとし、事前に監督員の承諾を得るとともに、「材料出荷証明書」により供給元を明確にしなければならない。</p> <p>また、再資源化施設に持ち込めない副産物等については減量化に努めなければならない。</p> <p>10. 適正処理の確認（マニフェストシステムの活用等） 受注者は、廃棄物の発生から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握し管理しなければならない。</p> <p>設計図書等で指定された産業廃棄物については、マニフェスト伝票のA票及びE票（E票が工事完成検査日に間に合わない場合はD票でも可）の原本を監督員に提示するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、原本は厳重に保管（5年間）しておかななければならない。</p> <p>電子マニフェストによる場合は、A票及びE票の代わりに、情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）を提示するとともに、処分実績報告書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>4. 処理体制の整備の促進 受注者は、建設副産物の適正処理に関する現場責任者（主任技術者との兼務で可）を定め再利用方法や処理方法等を下請け業者や資材納入業者に周知徹底し、指導監督しなければならない。また、現場での建設副産物の保管にあたっては、処理方法に応じ適切に保管し、周辺に悪影響を及ぼさないように努めなければならない。</p> <p>5. 処理の適正委託 受注者は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する際には、あらかじめ適正な処理委託が可能であることを確認し、委託契約は必ず文書にて収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと行わなければならない。</p> <p>また、受注者は、設計図書等に明記された産業廃棄物の処理にあたっては、事前に「廃棄物処理計画書」を作成し、同計画書に処理先等の必要事項を明記するとともに、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、委託先及び廃棄物に変更を生じた場合は直ちに「廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。</p> <p>なお、がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻、廃路盤材等）の搬出先については県土整備部で承認されたがれき類の再資源化施設を原則とする。</p> <p>6. 再利用及び減量化の促進 受注者は、再利用が見込まれる特定建設資材廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻、木材）については現場で分別を行い、再資源化施設に持ち込み、再利用が促進されるようにしなければならない。また、建設発生土についても必要な情報収集・提供に努め、再利用を促進しなければならない。</p> <p>なお、再生資材のうち、再生砕石（クラッシャーラン等）および再生アスファルト混合物（改質アスファルト等特殊なものを除く）については、福岡県認定リサイクル製品のうち「福岡県が発注する工事において優先利用する対象製品」（対象製品は福岡県リサイクル製品認定制度ホームページを参照）を使用することとし、事前に監督員の承諾を得るとともに、「材料出荷証明書」により供給元を明確にしなければならない。</p> <p>また、再資源化施設に持ち込めない副産物等については減量化に努めなければならない。</p> <p>7. 適正処理の確認（マニフェストシステムの活用等） 受注者は、廃棄物の発生から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握し管理しなければならない。</p> <p>設計図書等で指定された産業廃棄物については、マニフェスト伝票のA票及びE票（E票が工事完成検査日に間に合わない場合はD票でも可）の原本を監督員に提示するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、原本は厳重に保管（5年間）しておかななければならない。</p> <p>電子マニフェストによる場合は、A票及びE票の代わりに、情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）を提示するとともに、処分実績報告書を監督員に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>1-1-21 ~ 1-1-30[略]</p> <p>1-1-31 工事中の安全管理</p> <p>1. ~8. [略]</p> <p>9. 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。 <u>なお、標示板については、本章1-1-35 環境対策4(5)に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>10. ~19. [略]</p> <p>1-1-32 ~ 1-1-34[略]</p> <p>1-1-35 環境対策</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1)受注者は、資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2)受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準(以下「特定調達品目の判断の基準」という。)を満たすものとする。</p> <p>(3)受注者は、使用する資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(4)受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。また、グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目である間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。</p> <p><u>(5)受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年度法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材(以下「合法伐採木材等」という。)を使用するものとする。</u></p> <p>5. ~7. [略]</p> <p><u>8. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 交通安全管理</p>	<p>1-1-21 ~ 1-1-30[略]</p> <p>1-1-31 工事中の安全管理</p> <p>1. ~8. [略]</p> <p>9. 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。</p> <p>10. ~19. [略]</p> <p>1-1-32 ~ 1-1-34[略]</p> <p>1-1-35 環境対策</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1)受注者は、資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2)受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準(以下「特定調達品目の判断の基準」という。)を満たすものとする。</p> <p>(3)受注者は、使用する資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(4)受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。また、グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目である間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>5. ~7. [略]</p> <p><u>[新規]</u></p> <p>1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 交通安全管理</p>

新	旧
<p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識場所等の案内標識、工事中の標識等の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><u>なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>5. ～8. [略]</p> <p>9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可<u>または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-38 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。</p> <p>(1)～(74) [略]</p> <p><u>(75) 駐車場法 (昭和32年法律第 106号)</u></p> <p><u>(76) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第 136号)</u></p> <p><u>(77) 船員法 (昭和22年法律第 100号)</u></p> <p><u>(78) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第 149号)</u></p> <p><u>(79) 船舶安全法 (昭和 8年法律第 43号)</u></p> <p><u>(80) 河川法施行法抄 (昭和39年法律第 168号)</u></p> <p><u>(81) 空港法 (昭和31年法律第 80号)</u></p> <p><u>(82) 航路標識法 (昭和24年法律第 99号)</u></p> <p><u>(83) 船員保険法 (昭和14年法律第 73号)</u></p> <p><u>(84) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第 191号)</u></p> <p><u>(85) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4年法律第 75号)</u></p> <p><u>(86) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)</u></p> <p><u>(87) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第 78号)</u></p> <p><u>(88) エコツアーリズム推進法 (平成19年法律第 105号)</u></p> <p><u>(89) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第 48号)</u></p> <p><u>(90) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4年法律第 37号)</u></p> <p><u>(91) 地方公共団体の関係諸条例</u></p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-39 ～ 1-1-50 [略]</p> <p><u>1-1-51 週休2日の対応</u></p>	<p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識場所等の案内標識、工事中の標識等の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>[新規]</p> <p>5. ～8. [略]</p> <p>9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可[新規]を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-38 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。</p> <p>(1)～(74) [略]</p> <p>[新規]</p> <p>(75) 地方公共団体の関係諸条例</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-39 ～ 1-1-50 [略]</p> <p>[新規]</p>

新	旧
<p><u>1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u></p> <p><u>1-1-52 石綿使用の有無</u></p> <p><u>1. 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。</u></p> <p><u>石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u></p>	<p>[新規]</p>